平成２２年（フ）第１５８号
青森市花園１丁目18番３号　コーポ豊島105号
債務者　天内　淳一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
青森市松原２丁目10番10号　松原荘１階２号
債務者　阿部　順一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
青森市矢作１丁目６番37号
債務者　佐々木美樹
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
青森市古川１丁目４番11号
債務者　葛西　昇悟
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
静岡県浜松市北区初生町499番地　シティハイム松本202号、住民票上の住所静岡県焼津市高新田1568番地の２
債務者　永田　角春
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８４３号
静岡市駿河区栗原33番18号　アミスター栗原203号
債務者　勘解由　一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０２号
静岡県榛原郡吉田町住吉3327番地の５、旧住所静岡県榛原郡吉田町川尻835番地の１
債務者　伊久美雅博
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０３７号
静岡県島田市宮川町2503番地の１、旧住所静岡県藤枝市藤岡１丁目20番２号　雇用促進住宅１―301
債務者　伊藤　綾子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７号
静岡県焼津市鰯ケ島289番地
債務者　坂本奈保子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４号
静岡市葵区瀬名２丁目16番47号　201号、旧住所静岡市葵区瀬名２丁目15番25―２号
債務者　清水　淳子（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成１９年（フ）第１８１号
山形県鶴岡市堅苔沢甲17番地
破産者　株式会社ホテル雷屋
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１５６号
山形県鶴岡市伊勢原町20番３号
破産者　きもの処はせがわ株式会社
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第３８号
静岡市葵区唐瀬１丁目11番１号
破産者　有限会社森竹コンクリート
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６５号
栃木県栃木市仲仕上町369番地１
破産者　有限会社相馬印刷
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第６７９号
千葉県市川市市川南２丁目９番32号カリンケー201号
破産者　大崎　　剛
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８３号
千葉県船橋市習志野台６丁目７番７棟312号、開始決定時の住所千葉県船橋市海神町南１丁目1524番地　リリー西船Ⅲ―102号
破産者　大槻　路子
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４８７号
千葉県市原市潤井戸1954番地74
破産者　鳰川　房枝
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係